

一 国立病院特別会計法（昭和二十四年法律第九十号）抄（附則第十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p style="text-align: center;">国立高度専門医療センター特別会計法</p> <p>（設置）</p> <p>第一条 国立高度専門医療センターの円滑なる運営とその経理の適正を図るため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。</p> <p>2 この法律において「国立高度専門医療センター」とは、厚生労働省に置かれる国立高度専門医療センターをいう。</p> <p>（基金）</p> <p>第三条 この会計においては、独立行政法人国立病院機構法（平成十四年法律第 号）附則第十一条第一項、第三項及び第四項の規定によりこの会計に帰属した資産の価額から負債の価額を控除した額に相当する金額をもつて基金とする。</p>	<p style="text-align: center;">国立病院特別会計法</p> <p>（設置）</p> <p>第一条 国立病院、国立療養所及び国立高度専門医療センターの円滑なる運営とその経理の適正を図るため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。</p> <p>2 この法律において「国立病院」、「国立療養所」又は「国立高度専門医療センター」とは、それぞれ厚生労働省に置かれる国立病院、国立療養所（国立ハンセン病療養所を除く。）又は国立高度専門医療センターをいう。</p> <p>（勘定区分）</p> <p>第二条の二 この会計は、病院勘定及び療養所勘定に区分する。</p> <p>（基金）</p> <p>第三条 病院勘定においては、昭和二十四年七月一日において、一般会計からこの会計に引き継いだ資産の金額及び国立病院特別会計法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第五十三号）附則第三項の規定により一般会計からこの会計に帰属した資産の金額の合計額</p>

2 | 前項の基金の金額は、第十五条第一項又は第二項の規定による整理が行われることにより増減するものとする。

(歳入及び歳出)

第四条 この会計においては、病院収入、一般会計及び積立金からの受入金、積立金から生ずる収入、借入金並びに附属雑収入をもつてその歳入とし、経営費、施設費、看護師養成費、借入金の償還金及び利子、一時借入金の利子その他の諸費をもつてその歳出とする。

をもつて基金とする。

2 | 療養所勘定においては、国立病院特別会計法の一部を改正する法律（昭和四十三年法律第三十号）附則第九項の規定により一般会計から当該勘定に帰属した資産の金額をもつて基金とする。

3 | 前二項の基金の金額は、第十四条第一項又は第二項の規定による整理が行なわれることにより増減するものとする。

(歳入及び歳出)

第四条 病院勘定においては、病院収入、一般会計及び積立金からの受入金、積立金から生ずる収入、借入金並びに附属雑収入をもつてその歳入とし、国立病院及び国立高度専門医療センター（次項に規定するものを除く。）の経営費、施設費、看護師養成費、借入金の償還金及び利子、一時借入金の利子その他の諸費をもつてその歳出とする。

2 | 療養所勘定においては、療養所収入、一般会計及び積立金からの受入金、積立金から生ずる収入、借入金並びに附属雑収入をもつてその歳入とし、国立療養所及び国立高度専門医療センターのうち特殊の療養を要する者に対する診断及び治療を行うものであつて政令で定めるものの経営費、施設費、看護師養成費、借入金の償還金及び利子、一時借入金の利子その他の諸費をもつてその歳出とする。

(歳入歳出予算の区分)

(歳入歳出予算の区分)

第六条 この会計の歳入歳出予算は、歳入にあつてはその性質に従つて款及び項に区分し、歳出にあつてはその目的に従つて項に区分する。

(予算の作成及び提出)

第七条 略

2 前項の予算には、次の書類を添付しなければならない。

一 略

二 前々年度の損益計算書、貸借対照表及び財産目録

三 略

四 国庫債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度までの支出額及び支出額の見込み、当該年度以降の支出予定額並びに数会計年度にわたる事業に伴うものについてはその全体の計画その他事業等の進捗状況の調査

五 第九条の規定による借入金の借入れを予定する年度にあつては、その借入れ及び償還の計画表

(余裕金の預託)

第八条 この会計において、現金に余裕があるときは、財政融資資金に預託することができる。

(借入金)

第九条 この会計において、施設費を支弁するため必要があるときは

第六条 この会計の歳入歳出予算は、病院勘定及び療養所勘定に区分し、各勘定において、歳入にあつては、その性質に従つて款及び項に区分し、歳出にあつては、その目的に従つて項に区分する。

(予算の作成及び提出)

第七条 略

2 前項の予算には、左の書類を添付しなければならない。

一 略

二 前前年度の損益計算書、貸借対照表及び財産目録

三 略

四 国庫債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度までの支出額及び支出額の見込み、当該年度以降の支出予定額並びに数会計年度にわたる事業に伴うものについてはその全体の計画その他事業等の進捗状況の調査

五 第八条の二の規定による借入金の借入れを予定する年度にあつては、その借入れ及び償還の計画表

(余裕金の預託)

第八条 各勘定において、現金に余裕があるときは、財政融資資金に預託することができる。

(借入金)

第八条の二 各勘定において、施設費を支弁するため必要があるときは

<p>、この会計の負担において、借入金をすることができる。</p> <p>2 前項の規定による借入金の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならない。</p>	<p>(一時借入金及び繰替金)</p> <p>第十条 この会計において、支払上現金に不足があるときは、この会計の負担において、一時借入金をし、又は国庫余裕金を繰替使用することができる。</p> <p>2・3 略</p>
<p>(国債整理基金特別会計への繰入れ)</p> <p>第十一条 この会計の負担に属する借入金の償還金及び利子並びに一時借入金の利子に相当する金額は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。</p> <p>(借入金及び一時借入金の借入及び償還事務)</p> <p>第十二条 第九条に規定する借入金及び第十条に規定する一時借入金の借入及び償還に関する事務は、財務大臣が行う。</p> <p>(歳入歳出決定計算書の作成及び送付)</p> <p>第十三条 厚生労働大臣は、毎会計年度、歳入歳出予定計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作成し、財務大臣に送付しなければならない。</p>	<p>は、当該勘定の負担において、借入金をすることができる。</p> <p>2 前項の規定による借入金の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならない。</p> <p>(一時借入金及び繰替金)</p> <p>第九条 各勘定において、支払上現金に不足があるときは、当該勘定の負担において、一時借入金をし、又は国庫余裕金を繰替使用することができる。</p> <p>2・3 略</p> <p>(国債整理基金特別会計への繰入れ)</p> <p>第十条 各勘定の負担に属する借入金の償還金及び利子並びに一時借入金の利子に相当する金額は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。</p> <p>(借入金及び一時借入金の借入及び償還事務)</p> <p>第十一条 第八条の二に規定する借入金及び第九条に規定する一時借入金の借入及び償還に関する事務は、財務大臣が行う。</p> <p>(歳入歳出決定計算書の作製及び送付)</p> <p>第十二条 厚生労働大臣は、毎会計年度、歳入歳出予定計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作製し、財務大臣に送付しなければならない。</p>

(歳入歳出決算の作成及び提出)

第十四条 略

2 前項の歳入歳出決算には、歳入歳出決定計算書、当該年度の損益計算書、貸借対照表及び財産目録並びに当該年度末における積立金明細表及び債務に関する計算書を添付しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第十五条 この会計において、毎会計年度の損益計算上利益を生じたときは、これをこの会計の基金に組み入れて整理するものとする。

2 この会計において、毎会計年度の損益計算上損失を生じたときは、その損失については、この会計の基金を減額して整理するものとする。

(剰余金の積立て等)

第十六条 この会計において、毎会計年度の決算上剰余金を生じたときは、これをこの会計の積立金として積み立てなければならない。

ただし、歳出の翌年度への繰越額に相当する金額は、翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

2 この会計の積立金は、この会計の歳出の財源に充てるため必要がある場合には、予算で定める金額を限り、この会計の歳入に繰り入れることができる。

(歳入歳出決算の作成及び提出)

第十三条 略

2 前項の歳入歳出決算には、歳入歳出決定計算書、当該年度の損益計算書、貸借対照表及び財産目録並びに当該年度末における積立金明細表及び債務に関する計算書を添付しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第十四条 各勘定において、毎会計年度の損益計算上利益を生じたときは、これを当該勘定の基金に組み入れて整理するものとする。

2 各勘定において、毎会計年度の損益計算上損失を生じたときは、その損失については、当該勘定の基金を減額して整理するものとする。

(剰余金の積立て等)

第十五条 各勘定において、毎会計年度の決算上剰余金を生じたときは、これを当該勘定の積立金として積み立てなければならない。

ただし、歳出の翌年度への繰越額に相当する金額は、翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

2 各勘定の積立金は、当該勘定の歳出の財源に充てるため必要がある場合には、予算で定める金額を限り、当該勘定の歳入に繰り入れることができる。

<p>(積立金の運用)</p> <p>第十七条 この会計の積立金は、財政融資資金に預託して、運用することができる。</p>	<p>(積立金の運用)</p> <p>第十五条の二 各勘定の積立金は、財政融資資金に預託して、運用することができる。</p>
<p>(支出未済額の繰越)</p> <p>第十八条 この会計において、支払義務の生じた歳出金で、当該年度の出納の完結までに支出済みとならなかったものに係る歳出予算は、翌年度に繰り越して使用することができる。</p> <p>2 前項の規定による繰越しについては、<u>財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四十三条の規定は、適用しない。</u></p> <p>3 厚生労働大臣は、第一項の規定により繰越しをしたときは、財務大臣及び会計検査院に通知しなければならない。</p> <p>4 第一項の規定により繰越しをしたときは、その経費については、<u>財政法第三十一条第一項の規定により予算の配賦があつたものとみなす。</u></p>	<p>(支出未済額の繰越)</p> <p>第十六条 各勘定において、支払義務の生じた歳出金で、当該年度の出納の完結までに支出済みとならなかったものに係る歳出予算は、翌年度に繰り越して使用することができる。</p> <p>2 前項の規定による繰越しについては、<u>財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四十三条の規定は、適用しない。</u></p> <p>3 厚生労働大臣は、第一項の規定により繰越しをしたときは、財務大臣及び会計検査院に通知しなければならない。</p> <p>4 第一項の規定により繰越しをしたときは、その経費については、<u>財政法第三十一条第一項の規定により予算の配賦があつたものとみなす。</u></p>
<p>(一般会計からの繰入)</p> <p>第十九条 政府は、この会計の歳出の財源に充てるため必要があるときは、<u>予算の範囲内において、一般会計からこの会計に繰入金をする</u>ことができる。</p>	<p>(一般会計からの繰入)</p> <p>第十七条 政府は、<u>看護師養成の経費に充てるため必要な金額を、予算の定めるところにより、一般会計から、各勘定に繰り入れること</u>ができる。</p> <p>2 政府は、各勘定の歳出の財源に充てるため必要があるときは、<u>前項に規定する場合の外、予算の範囲内において、一般会計から当該勘定に繰入金をする</u>ことができる。</p>

(実施規定)

第二十条 略

附則

3 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第七條第六項の規定により産業投資特別会計社会資本整備勘定からこの会計に繰入れを行う場合におけるこの会計の歳入及び歳出については、第四條中、「一般会計及び積立金からの受入金」とあるのは、「一般会計及び積立金からの受入金、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第七條第六項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入金」と、「借入金の償還金及び利子」とあるのは「借入金の償還金及び利子、附則第四項及び第六項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定への繰入金」とする。

(勘定間における資産の移動の無償整理)

第十七條の二 この会計の各勘定の間において、資産の所屬を移すときは、政令で定めるところにより、無償として整理することができる。

(実施規定)

第十八条 略

附則

3 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第七條第六項の規定により産業投資特別会計社会資本整備勘定からこの会計に繰入れを行う場合におけるこの会計の各勘定の歳入及び歳出については、第四條第一項中、「一般会計及び積立金からの受入金」とあるのは「一般会計及び積立金からの受入金、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第七條第六項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入金」と、「借入金の償還金及び利子」とあるのは「借入金の償還金及び利子、附則第四項及び第六項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定への繰入金」と、同條第二項中、「一般会計及び積立金からの受入

金」とあるのは「一般会計及び積立金からの受入金、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七条第六項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入金」と、「借入金の償還金及び利子」とあるのは「借入金の償還金及び利子、附則第四項及び第六項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定への繰入金」とする。

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 厚生労働省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～二十九（略）</p> <p>三十 国立高度専門医療センター及び国立ハンセン病療養所における医療の提供並びに研究及び研修に関すること。</p> <p>三十一～百十一（略）</p> <p>2（略）</p>			
<p>第三節 施設等機関</p> <p>第十六条 本省に、次の表の上欄に掲げる施設等機関を置き、その所掌事務は、それぞれ同表の下欄に記載するとおりとする。</p>			
<p>検疫所</p> <p>名称</p>	<p>所掌事務</p>	<p>検疫所</p> <p>名称</p>	<p>所掌事務</p>
<p>国立高度専門医療センター</p>	<p>港及び飛行場における検疫及び防疫を行うこと。</p>	<p>国立病院</p>	<p>港及び飛行場における検疫及び防疫を行うこと。</p> <p>医療を行い、併せて医療の向上に寄与すること。</p>

<p>国立ハンセン病療養所</p>	<p>らい予防法の廃止に関する法律（平成八年法律第二十八号）第四条に規定する入所者等に対して、医療を行い、併せて医療の向上に寄与すること。</p>
<p>2 3 4 （略）</p> <p>5 国立高度専門医療センターの名称及び所掌事務は政令で、その位置及び組織は厚生労働省令で定める。</p> <p>6 国立ハンセン病療養所の名称、位置及び組織は、厚生労働省令で定める。</p> <p>7 国立ハンセン病療養所は、厚生労働省令で定めるところにより、その業務に支障がない限り、その建物の一部、設備、器械及び器具を、当該国立ハンセン病療養所に勤務しない医師又は歯科医師の診療又は研究のために利用させることができる。</p>	<p>国立療養所</p> <p>特殊の療養を要する者に対して、医療を行い、併せて医療の向上に寄与すること。</p> <p>国立高度専門医療センター</p> <p>特定の疾患その他の事項に関し、診断及び治療、調査及び研究並びに技術者の研修を行うこと。</p>
<p>2 3 4 （略）</p> <p>5 国立病院及び国立療養所の名称、位置及び組織は、厚生労働省令で定める。</p> <p>6 国立高度専門医療センターの名称及び所掌事務は政令で、その位置及び組織は厚生労働省令で定める。</p> <p>7 国立病院又は国立療養所は、厚生労働省令で定めるところにより、その業務に支障がない限り、その建物の一部、設備、器械及び器具を、当該国立病院又は国立療養所に勤務しない医師又は歯科医師の診療又は研究のために利用させることができる。</p>	

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第二十七条（略）</p> <p>都道府県は、第四十三条の三又は第四十三条の四に規定する児童については、前項第三号の措置に代えて、国立高度専門医療センター及び独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であつて厚生労働大臣が指定するもの（以下「指定医療機関」という。）に対し、これらの児童を入院させて肢体不自由児施設又は重症心身障害児施設におけると同様な治療等を行うことを委託することができる。</p> <p>（略）</p>	<p>第二十七条（略）</p> <p>都道府県は、第四十三条の三又は第四十三条の四に規定する児童については、前項第三号の措置に代えて、国立療養所その他政令で定める医療機関であつて厚生労働大臣の指定するもの（以下「指定国立療養所等」という。）に対し、これらの児童を入院させて肢体不自由児施設又は重症心身障害児施設におけると同様な治療等を行うことを委託することができる。</p> <p>（略）</p>
<p>第三十一条（略）</p> <p>（略）</p> <p>都道府県は、第二十七条第一項第三号の規定により肢体不自由児施設に入院した児童又は同条第二項の規定による委託により指定医療機関に入院した第四十三条の三に規定する児童については満二十歳に達するまで、第二十七条第一項第三号の規定により重症心身障害児施設に入院した児童又は同条第二項の規定による委託により指定医療機関に入院した第四十三条の四に規定する児童についてはその者が社会生活に順応することができるようになるまで、引き続きその者をこれらの児童福祉施設に在所させ、若しくは第二十七条第二項の規定による委託を継続し、又はこれらの措置を相互に変更す</p>	<p>第三十一条（略）</p> <p>（略）</p> <p>都道府県は、第二十七条第一項第三号の規定により肢体不自由児施設に入院した児童又は同条第二項の規定による委託により指定国立療養所等に入院した第四十三条の三に規定する児童については満二十歳に達するまで、第二十七条第一項第三号の規定により重症心身障害児施設に入院した児童又は同条第二項の規定による委託により指定国立療養所等に入院した第四十三条の四に規定する児童についてはその者が社会生活に順応することができるようになるまで、引き続きその者をこれらの児童福祉施設に在所させ、若しくは第二十七条第二項の規定による委託を継続し、又はこれらの措置を相互</p>

る措置を採ることができる。

）（略）

附則

第六十三条の二（略）

都道府県は、第三十一条第三項の規定にかかわらず、当分の間、第二十七条第一項第三号の規定により肢体不自由児施設に入所した児童又は同条第二項の規定による委託により指定医療機関に入所した第四十三条の三に規定する児童であつてその障害の程度が重度であるものについて、引き続き入所又は入院させておかなければその者の福祉を損なうおそれがあると認めるときは、満二十歳に達した後においても、引き続きその者を肢体不自由児施設に在所させ、若しくは第二十七条第二項の規定による委託を継続し、又はこれらの措置を相互に変更する措置を採ることができる。

・（略）

第六十三条の三 都道府県は、当分の間、必要があると認めるときは、重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している満十八歳以上の者について、その者を重症心身障害児施設に入所させ、又は指定医療機関に対し、その者を入院させて治療等を行うことを委託することができる。

（略）

に変更する措置を採ることができる。

）（略）

附則

第六十三条の二（略）

都道府県は、第三十一条第三項の規定にかかわらず、当分の間、第二十七条第一項第三号の規定により肢体不自由児施設に入所した児童又は同条第二項の規定による委託により指定国立療養所等に入所した第四十三条の三に規定する児童であつてその障害の程度が重度であるものについて、引き続き入所させておかなければその者の福祉を損なうおそれがあると認めるときは、満二十歳に達した後においても、引き続きその者を肢体不自由児施設に在所させ、若しくは第二十七条第二項の規定による委託を継続し、又はこれらの措置を相互に変更する措置を採ることができる。

・（略）

第六十三条の三 都道府県は、当分の間、必要があると認めるときは、重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している満十八歳以上の者について、その者を重症心身障害児施設に入所させ、又は指定国立療養所等に対し、その者を入院させて治療等を行うことを委託することができる。

（略）

四 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）抄（附則第十九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（施設等） 第五条（略） 2）5（略） 6 この法律において、「医療保健施設」とは、地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）に基づき保健所並びに医療法（昭和二十三年法律第二百五号）に規定する病院及び診療所をいう。</p>	<p>（施設等） 第五条（略） 2）5（略） 6 この法律において、「医療保健施設」とは、厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）に基づき国立病院及び国立療養所、地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）に基づき保健所並びに医療法（昭和二十三年法律第二百五号）に規定する病院及び診療所をいう。</p>

五 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律

(昭和二十五年法律第六十二号)抄(附則第二十条関係)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(各特別会計からの繰入)</p> <p>第一条 政府は、その退職した職員で失業しているものに対し国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)第十条に規定する差額に相当する退職手当の支給に要する費用の財源に充てるため、電源開発促進対策特別会計、登記特別会計、外国為替資金特別会計、国債整理基金特別会計、財政融資資金特別会計、地震再保険特別会計、石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計、国立学校特別会計、厚生保険特別会計、船員保険特別会計、国立高度専門医療センター特別会計、国民年金特別会計、食糧管理特別会計、農業共済再保険特別会計、森林保険特別会計、漁船再保険及漁業共済保険特別会計、国有林野事業特別会計、国営土地改良事業特別会計、貿易再保険特別会計、特許特別会計、自動車損害賠償保障事業特別会計、港湾整備特別会計、自動車検査登録特別会計、空港整備特別会計、郵政事業特別会計、労働保険特別会計、治水特別会計及び道路整備特別会計(以下「各特別会計」という。)から、当該各特別会計の負担すべき金額を、予算の定めるところにより、一般会計に繰り入れなければならない。</p>	<p>(各特別会計からの繰入)</p> <p>第一条 政府は、その退職した職員で失業しているものに対し国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)第十条に規定する差額に相当する退職手当の支給に要する費用の財源に充てるため、電源開発促進対策特別会計、登記特別会計、外国為替資金特別会計、国債整理基金特別会計、財政融資資金特別会計、地震再保険特別会計、石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計、国立学校特別会計、厚生保険特別会計、船員保険特別会計、国立病院特別会計、国民年金特別会計、食糧管理特別会計、農業共済再保険特別会計、森林保険特別会計、漁船再保険及漁業共済保険特別会計、国有林野事業特別会計、国営土地改良事業特別会計、貿易再保険特別会計、特許特別会計、自動車損害賠償保障事業特別会計、港湾整備特別会計、自動車検査登録特別会計、空港整備特別会計、郵政事業特別会計、労働保険特別会計、治水特別会計及び道路整備特別会計(以下「各特別会計」という。)から、当該各特別会計の負担すべき金額を、予算の定めるところにより、一般会計に繰り入れなければならない。</p>

六 結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）抄（附則第二十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（入所命令） 第二十九条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 国、地方公共団体若しくは独立行政法人国立病院機構の開設する結核療養所又は第六十条の規定によつて国庫の補助を受けた法人の開設する結核療養所の管理者は、都道府県知事から第一項の規定により入所し、又は入所させることを命じた旨の通知があつた場合において、当該患者又はその保護者が入所を申し込んだときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。</p>	<p>（入所命令） 第二十九条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 国若しくは地方公共団体の開設する結核療養所又は第六十条の規定によつて国庫の補助を受けた法人の開設する結核療養所の管理者は、都道府県知事から第一項の規定により入所し、又は入所させることを命じた旨の通知があつた場合において、当該患者又はその保護者が入所を申し込んだときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。</p>

七 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）抄（附則第二十三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（土地を収用し、又は使用することができる事業）</p> <p>第三条 土地を収用し、又は使用することができる公共の利益となる事業は、次の各号のいずれかに該当するものに関する事業でなければならぬ。</p> <p>一～二十三（略）</p> <p>二十四 国、地方公共団体、独立行政法人国立病院機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会、国民健康保険組合若しくは国民健康保険団体連合会、国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会若しくは地方公務員共済組合若しくは全国市町村職員共済組合連合会が設置する病院、療養所、診療所若しくは助産所、地域保健法（昭和二十二年法律第一百一号）による保健所若しくは医療法（昭和二十三年法律第二百五号）による公的医療機関又は検疫所</p> <p>二十五～三十五（略）</p>	<p>（土地を収用し、又は使用することができる事業）</p> <p>第三条 土地を収用し、又は使用することができる公共の利益となる事業は、次の各号のいずれかに該当するものに関する事業でなければならぬ。</p> <p>一～二十三（略）</p> <p>二十四 国、地方公共団体若しくはその組合、健康保険組合若しくは同連合会、国民健康保険組合若しくは同連合会、国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会若しくは地方公務員共済組合若しくは全国市町村職員共済組合連合会が設置する病院、療養所、診療所若しくは助産所、地域保健法（昭和二十二年法律第一百一号）による保健所若しくは医療法（昭和二十三年法律第二百五号）による公的医療機関又は検疫所</p> <p>二十五～三十五（略）</p>

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（設立及び業務）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる各省各庁については、それぞれ当該各号に掲げる職員をもつて組織する組合を設ける。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 厚生労働省</p> <p>イ 国立高度専門医療センター及び国立ハンセン病療養所並びに独立行政法人国立病院機構に属する職員</p> <p>ロ（略）</p> <p>四（略）</p> <p>3）5（略）</p> <p>（費用負担の原則）</p> <p>第九十九条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 国又は独立行政法人造幣局、独立行政法人国立印刷局若しくは独立行政法人国立病院機構（<u>第百二条第三項において「国等」という</u>）は、政令で定めるところにより、組合の給付に要する費用のうち</p>	<p>（設立及び業務）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる各省各庁については、それぞれ当該各号に掲げる職員をもつて組織する組合を設ける。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 厚生労働省</p> <p>イ 国立病院、国立療養所及び国立高度専門医療センターに属する職員</p> <p>ロ（略）</p> <p>四（略）</p> <p>3）5（略）</p> <p>（費用負担の原則）</p> <p>第九十九条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 国又は独立行政法人造幣局若しくは独立行政法人国立印刷局（<u>第百二条第三項において「国等」という。</u>）は、政令で定めるところにより、組合の給付に要する費用のうち次の各号に規定する費用については、当該各号に定める額を負担する。</p>

<p>ち次の各号に規定する費用については、当該各号に定める額を負担する。</p> <p>4 ～ 7 (略)</p> <p>— — — (略)</p>	<p>4 ～ 7 (略)</p> <p>— — — (略)</p>
--	---

九 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号）抄（附則第二十五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（施行日前に給付事由が生じた年金である給付の額の改定等）</p> <p>第三条の二（略）</p> <p>2 前項の規定により行われる年金である給付の額の改定により増加する費用は、政令で定めるところにより、国又は独立行政法人造幣局、独立行政法人国立印刷局若しくは独立行政法人国立病院機構（第五十四条第一項において「国等」という。）が負担する。</p> <p>3・4（略）</p>	<p>（施行日前に給付事由が生じた年金である給付の額の改定等）</p> <p>第三条の二（略）</p> <p>2 前項の規定により行われる年金である給付の額の改定により増加する費用は、政令で定めるところにより、国又は独立行政法人造幣局若しくは独立行政法人国立印刷局（第五十四条第一項において「国等」という。）が負担する。</p> <p>3・4（略）</p>